

消費税 軽減税率制度 説明会のご案内

令和元年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

【日時】 令和元年7月17日（水） 午後2時～午後4時

【会場】 宮津商工会議所 3階 大会議室

【講師】 宮津税務署

※宮津商工会議所職員より軽減税率対策補助金についてもご説明いたします。

※軽減税率対応のレジ、モバイルPOSレジ等の実機の体験コーナーも設置予定です。

【参加料】 無料

【対象】 中小事業者等 定員30名 ※先着順、定員になり次第、締め切ります。

【共催】 宮津税務署、（公社）宮津納税協会

【後援】 京都北都信用金庫、（株）京都銀行

【申込み】 宮津商工会議所 電話 0772-22-5131 FAX 0772-25-1690

消費税軽減税率制度説明会申込書 宮津商工会議所行き FAX 0772-25-1690

企業名		電話（ ）
参加者氏名		

※申込書にご記入いただいた個人情報は適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本説明会に関する連絡の目的のみ使用致します。